

安 全 報 告 書

(平成 29 年度)

本安全報告書は航空法第 111 条の 6 の規定に基づき作成しました。



岡山航空株式会社

業務内容

当社は航空運送事業および航空機使用事業会社であり、主として航空写真撮影、宣伝飛行、操縦訓練、各種調査飛行、遊覧飛行、受託運航、航空機整備等を行っております。

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全宣言 「安全管理規程を定めるにあたっての安全方針」

安全は航空輸送業にとって企業存立の基盤です。

当社は関連法令等の定め並びに ISBAO に基づき、この「安全管理規程」(SMS マニュアル)を定める事としましたが、これにより、改めて安全確保の重要性を認識し、たゆまぬ取り組みを行うことを社員全員で決意します。

会社は、以下により安全の向上を目指します。

- 管理可能な事故をゼロにすることを目標とします。
- 不安全の芽は先取りで摘んでしまう先行的な取り組みを目指します。
- 経営者、管理者、従事者が安全に関する価値観を共有し、その向上に向けて全員が互いの領分を超えて前向きに取り組むカルチャーの醸成に努めます。
- 参加するもの全員が進んで不安全な状況について報告する事が強く望まれます。それには懲罰的目的ではなく問題解決の目的で、最優先でオープンに処置して行くことを約束します。
- こうした安全管理活動を全面的にバックアップすると共に必要なリソースの提供を約束します。

社員各位が規程を遵守し、基本に忠実に、常に健全な問題意識を持って事にあたり、日々の仕事で多少とも疑問に感じた場合は、基本に立ち返り、再度確認を行うことを徹底する等、それぞれの持ち場で最善の努力をすることにより、将来にわたり安全運航の継続を目指します。安全こそが最優先される企業風土の定着した会社を目指します。

<重点取り組み措置>

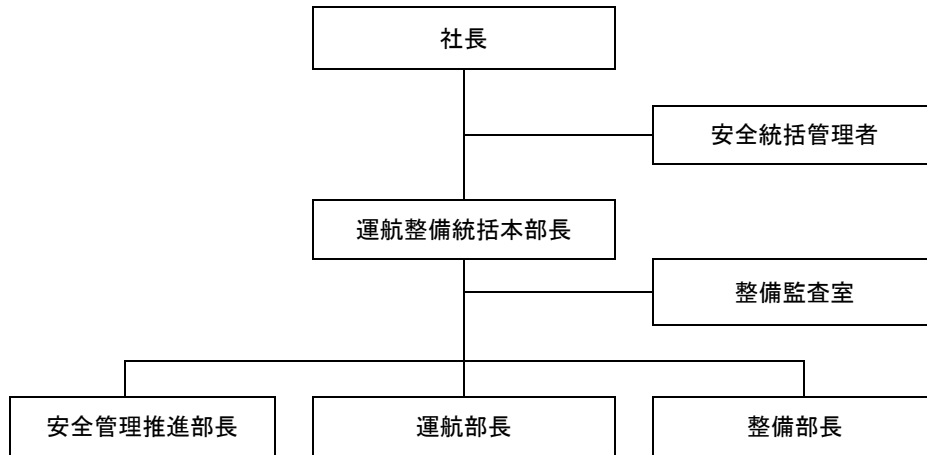
- ① 各員で安全に対する問題意識を持つと共に、全社員相互の意思疎通を図り、共有の意識をもって業務にあたる。
- ② 法令を遵守し、安全運航および社会モラルを守る。
- ③ 不安全要素を把握し、その排除および予防対策の確立。
- ④ チームワークの重要性を認識し人を育てる。
- ⑤ 企業活動を通じ、社会へ貢献する。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

組織および人員

会社全体および安全確保に関する組織

安全管理システムに係わる組織機構



安全確保に関する組織の機能と役割

安全管理規程に基づき、安全統括管理者が会社内の取り組みを統括的に管理し、安全運航を推進します。

安全管理推進部

- 安全統括管理者の業務を補佐し、会社の安全を推進します。
- また会社の航空事故を防止し、安全体制を向上させ、運航の安全をより一層図るための機関として、安全統括管理者を委員長とした安全推進委員会を設置しています。
- 安全推進委員会は毎月開催することとし、この中で安全に係る重要事項の報告、評価、検討を行い、必要な情報の社内展開を図ります。

航空機乗組員および有資格整備士数

平成 30 年 4 月 1 日現在

航空機乗組員	有資格整備士(確認整備士)
9 名	23 名(うち 8 名)

運航管理担当者数および整備管理担当者数

平成 30 年 4 月 1 日現在

運航管理担当者	整備管理担当者
10 名	9 名

日常運航の支援体制

航空機乗組員、整備従事者並びに運航管理担当者の定期訓練および審査の内容

「運航規程審査要領」(空航第 58 号)、「整備規程審査要領」(空航第 73 号)及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(空機航第 68 号及び空機航第 69 号)」に基づいて作成された当社の「運航規程」、「整備規程」に定められています。

※ 上記の通達につきましては、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

日常運航における問題点の把握とその共有及び現場へのフィードバック体制

運航管理担当者は、運航状況を常に把握し気象情報、飛行区域に関する航空交通情報等必要な援助を行います。飛行後に機長から運航状況の連絡を受け、その内容を分析し必要な措置を講じます。

- 「機長報告」「ヒヤリはっと/改善提案」等を通じ、運航状況の把握に努め、これを分析して情報の共有を図ります。
- また整備部門においては、整備課が問題点を把握し小異常等の技術通報として情報の共有を図っています。

安全に関する社内活動

- 管理職が参加する安全推進委員会を月 1 回開催し、安全管理上の情報を共有しております。
- 各種安全セミナー等への参加を奨励しております。

使用航空機に関する情報

平成 30 年 4 月 1 日現在

実施する事業	機種	機数	座席数	前年度 年間飛行時間	導入時期	機齢
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 172 型	2	4	888 時間	平成 20 年 平成 29 年	16 年 15 年
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 206 型	1	6	197 時間	平成 29 年	18 年
航空機使用事業	ビーチ式 58 型	2	6	507 時間	平成 24 年 平成 30 年	26 年 1 年
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 510 型	1	6	106 時間	平成 29 年	5 年
航空機使用事業	セスナ式 560 型	1	13	163 時間	平成 24 年	21 年

3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

法第 111 の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)の発生状況

① 事故、重大インシデント

事故、重大インシデントは、該当ありませんでした。

② その他、安全上のトラブル

その他、安全上のトラブルに該当する事態はありませんでした。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとした措置に関する事項

国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分または行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置、または講じようとする措置

- 行政処分事項等はありませんでした。

輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況

平成 29 年度の安全目標に関して、「事故をゼロにする」という目標は達成出来ました。主な取り組み実施状況は次の通りです。

- 情報の共有を徹底することにより管理可能な事故をゼロにする
 - ◇ 中核をになう社員による安全推進委員会を定期的を開催することにより、会社の運営方針・安全推進について情報の共有を図っています。
- 不安全の芽を見逃さない目で事故ゼロ達成
 - ◇ ヒヤリはっと報告書の提出に対し、対応の迅速化を図り提出者へのフィードバックの明確化を進めました。さらに、社員へのフィードバックの方法としてメールの活用を進め、周知の徹底、迅速化に努めております。
- OAS Standard の確立と向上(具体目標)
 - ◇ 認定事業場の認可取得に伴い、整備作業・品質の標準化が向上しております。

平成 30 年度も引き続き次の安全目標に従い、安全運航に取り組んで参ります。

安全目標

- 情報の共有を徹底することにより管理可能な事故をゼロにする
- 不安全の芽を見逃さない目で事故ゼロ達成

具体目標

- ◇ 「OAS Standard の確立と向上」